

梅雨時期・台風時期の倒木 による土砂災害に注意!!

昨年の台風により、町内のいたるところに倒木被害が出ています。復旧作業が進んでいるところもありますが、未だそのままだの状態のところもあります。このような箇所は、大雨などにより土砂崩れが起こる危険性がありますので、特に注意をしましょう。

もし、危険を感じたらすぐに避難をしましょう。また、土砂災害などが発生した場合や災害箇所を発見したら、役場もしくは各振興センターへ連絡してください。

はがりの定期検査について

お知らせ

鏡野町内で取引または証明に使用されている『はかり』（家庭用は除く）は、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。（計量法第19条）

町内の『はかり』について、下記の日程で検査を実施しますので、該当する『はかり』を所有されている場合は、必ず受検してください。

検査対象：

- ・商店、事務所、農家等にある商売用はかり
- ・病院、医院、薬局等の業務用はかり
- ・保育園、幼稚園、学校、福祉施設等の体重測定用はかり
- ・宅配便取次店における料金特定用はかり

※なお、受検には費用がかかります。

平成17年度 特定計量器定期検査 実施予定表

対象地域	月 日	時 間	場 所
上齋原地域	7月8日(金)	午後1時～午後3時30分	上齋原振興センター車庫
奥津地域	7月11日(月)	午前11時～午後1時	奥津教育センター (旧奥津町民センター)
	7月11日(月)	午後2時～午後4時	奥津公民館
富地域	7月12日(火)	午後1時～午後3時30分	富振興センター
鏡野地域	7月13日(水)	午前11時～午後1時	香南公民館
	7月13日(水)	午後2時～午後4時	郷公民館
	7月14日(木)	午前11時～午後1時	中央公民館
	7月14日(木)	午後2時～午後4時	中央公民館

※場所については、前回平成15年度と同様です。

お問い合わせ：

岡山県計量検定所
☎086-241-0561
鏡野町役場 商工観光課
☎0868-54-2111

1,000㎡以上の土地の開発行為の際には、 許可申請・協議が必要です

①鏡野町の条例に基づく協議

1,000㎡以上(※注)の宅地造成、駐車場造成等の開発行為

※注：上齋原地区については500㎡以上、または、建築物の設置について150㎡以上（住宅については150㎡以上でかつ3戸以上）の開発行為

②都市計画法に基づく許可申請（県知事許可）

都市計画区域内で3,000㎡以上の建築を伴う開発行為（都市計画区域外でも10,000㎡を超えるものについては、都市計画法の適用を受ける場合があります。）

③県土保全条例に基づく許可申請（県知事許可）

10,000㎡以上の開発行為（建築行為を伴わないもの）

※町条例に基づく協議の場合、各関係機関の許可・申請・協議が必要なものについては、終了後に届出を行ってください。

※県知事許可等が必要となるものについては事前に岡山県と協議を行ってください。

8月開発調整審議会の届出締切りは、7月25日(月)です。

お問い合わせ：鏡野町役場 総務部 企画課

土地取引には届出が 必要となる場合があります

国土利用計画法により一定面積以上の土地取引(売買、交換、地上権設定など)をする場合、土地を取得した方(売買の場合は買主)は、契約を締結してから2週間以内に、土地の所在する市町村まで届出をすることとなっています。

届出をしなかったり、偽りの届出をした場合は法律により罰せられます。

鏡野町内の土地の場合、次の規模の土地取引に届出が必要です

都市計画区域内…………… 5,000㎡以上
都市計画区域外の区域…10,000㎡以上

詳しくは、土地の所在する市町村または県民局までお問い合わせください。

津山・富線共同バスをご利用下さい

津山・富線共同バスは、富振興センター前から、津山市役所・高校付近を經由して、津山広域バスセンターまでの区間を運行しています。

詳しくは、鏡野町役場 総務部 企画課

